

第94号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月24日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立品川健康センター

所在地 東京都品川区北品川三丁目11番22号

(2) 名 称 品川区立荏原健康センター

所在地 東京都品川区西五反田六丁目6番20号

2 指定管理者

名 称 住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体

代表者 住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 内木場 浩二

所在地 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説明) 品川健康センターおよび荏原健康センターの指定管理者を指定する

必要がある。